# 令和6年第6回教育委員会議事録

佐呂間町教育委員会

行番 号	発言者	発言内容
0	開始	16:57
1	二神教育長	令和6年度第6回教育委員会いたします。 出席委員は、私を含めて5名全員ですので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第14条第3項に、定められている過半数に達しておりますので本会議を成立とします。 令和6年度がスタートしてはや5ヶ月を過ぎようとしております。3学期制の1学期が終わり、夏休みが終わり、2学期に突入したという時期になります。 前回の教育委員会以降の、大きな行事としましては、社会教育関係では、この後担当の方から説明がありますが100kmウルトラマラソンが終了しております。学校での大きな行事ですと、小学校・中学校の修学旅行が行われました。 中学校で修学旅行が行われました。 中学校では先週金曜日、1名が最終日に発熱し、保護者に迎えに来てもらってはおりますが、他の生徒は元気に帰って来ており、修学旅行を元気に楽しむことができたとのことです。 小学校では、今年度より3校合同開催となりました。 中学生は37名ですけども、小学生はあの3校合わせて31名ということで、今年初めて合同開催ということで1台のバスで出発し、無事帰ってきました。 1名不参加の児童がおりまして、校長を中心に面談や、保護者との懇談とかを重ねて、その後夏休み明けからは学校の方に登校しております。 引き続き、本人・保護者、必要であれば我々も含めて話し合いを進めていきたいなという風に考えております。 それでは、経過報告の方に入らせていただこうと思います。 1ページをご覧ください。 書いてあるとおりではあるのですが、主なところを申し上げます。 6月24日に前回の第5回教育委員会を開催しております。 6月28日の佐呂間高校放送局全国大会出場表敬訪問は、放送局3年生の大橋さんが全国大会に出場が決まったことによる物です。

2 二神教育長	7月23日から東京で開催された第71回NHK杯全国高校放送コンテストに出場しております。 残念ながら入賞とはなりませんでしたが、全国大会出場ということで、大変素晴らしい成果であると思っております。 コンテストが終了するまでは、出場作品を公開することが禁じられていたため、お披露目することができまでんでしたが、コンテストも終了しましたので、この後いろいろな機会で皆さんの目に触れることもあろうかなと思っております。 6月30日のサロマ湖100kmウルトラマラソンは、その他にて説明いたします。 7月5日に臨時市町村教育委員会談がZoom会議にで開催となりました。今年はスピード違反が多いということで、臨時で開催されたものです。 今年に入って、既に30キロ位以上の超過スピード違反から4件発生し、小学校1件、中学校1件、義務教育学校1件、あと道立の特別支援学校の教諭が1件だそうです。 7月11日、連携一貫校の関係で先進地視察ということで、東神楽町の方に教育委員会から、私と弘内参事、野村主任指導主事の3名。 各学校から1名ずつ、若佐小学校の小林校長、その他の各校から教頭先生に出ていただき、合わせて7名で東神楽町小学校1枚、中学校1枚を視察してきております。 町の規模としては、佐呂間町の2倍程度の町で9,000人台の東神楽町ですが、以前より小中一貫に取り組んでおりますので、そういった部分を視察してきております。 7月18日、北海道市町村教育委員会研修会に私、内藤委員、西村課長で出席いたしました。 内藤委員さん、どうもありがとうございました。 7月30日、公立高学校配置計画のZoom会議に参加しております。新聞の方でも出ていたかなと思いますが、今年度、オホーツク中学区では、3年後の令和9年度に、北見商業を1間口減にする提案がなされました。まだ確定ではありませんが、その方向で動いてるということが一つと、もう一つ、2年続けて入学者が10名を切ると廃校の対象となってくるということがありますが、置戸高校が今年度9名と言うことで、こちらも新聞に存続の関係でチラホラ取り上げ始めたんですけど、その件が出てきております。 7月31日、こちらもZoom会議ですが、第1回GIGAスクール推進協議会が行われました。こちらも活題になりつつあるのかなと思いますが、タブレット端末を共同調達するというのが文部科学省の考え方でして、規模感で言いますと北海道による一括購入となります。
	いろいろな市町村から、いろいろな声が出るんですけども、恐らくこのまま北海道による一括購入という形になるかなと思います。
3 二神教育長	8月1日、教育委員会協議会で教科書採択されました。 それと、書いては無いのですが、8月6日に姉妹都市のパーマ市に、高校1年生の船木さんが長期留学をするということで挨拶に来ております。 もう出発はしておりまして、パーマ市で1年間お勉強して帰ってくるということです。 今後の予定ですが、 8月30日に第1回佐呂間町保小接続カリキュラム開発会議を予定しております。去年から始まっておりますが、今年第1回ということです。 今年も千葉大学名誉教授の天笠先生をお招きして、29日にお越しになりまして、30日に会議開催となります。 9月8日の図書館についてはまた後ほど担当の方からご説明させていただきます。 主なところですが、経過報告をさせていただきました。 それでは本日の会議ですが、議案4件、協議事項1件、報告事項1件、それに加えまして追加議案1件が出ています。 ご審議のほど何卒よろしくお願い申し上げます。 それでは、議案第1号 佐呂間町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。 提案理由を西村管理課長から説明願います。

4	西村管理課長	はい。 それでは、私の方から議案第1号について説明させていただきます。 議案3ページをご覧ください。 議案第1号 佐呂間町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について 佐呂間町立学校管理規則(昭和45年教育委員会規則第2号)の一部を改正する規則を別紙のとおり制定するものとする。 次ページ以降の改正事項の説明部分及び別紙新旧対照表の朗読は省略させていただき、改正内容を説明いたしますので、5ページの別紙新旧対照表と合わせてご照覧願います。 今回の改正につきましては、労働安全衛生法 第12条の2の規定により、教職員数が10人から49人の学校においては、衛生推進者を置くこととなっており、本町の学校においても、衛生推進者を置いているところではありますが、本町の学校管理規則において、明文化されていなかったことから、第5条の3として衛生推進者の選任・設置について追加し、明文化するものであります。 また、新旧対照表の第37条以降については、今回の改正とあわせて、必要のない文言を削除、また整理するものであります。 また、衛生推進者の設置については、先ほどの説明のとおり10人以上の教職員がいる学校でありますので、本町においては、現状では、佐呂間小学校と佐呂間中学校が対象となります。 以上で、議案第1号 佐呂間町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についての説明を終わります。 よろしくご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。
5	二神教育長	ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見はございませんか。
6	内藤委員	こちらの衛生推進者についてですが、職員ということは、教員である必要はないということでしょうか。 それとも教員に限られるのでしょうか。

## 議事録(第6回教育委員会).xlsx

7	西村管理課長	大体の学校は、資格的な事から養護教諭が選任されております。
8	内藤委員	ありがとうございます。
۵	二神教育長	他にございませんか。
3	—仲狄月艾	よろしいでしょうか。
10	二神教育長	無いようであれば本件については決定することとしてよろしいでしょうか。
11	委員全員	はい
		ありがとうございます。
	二神教育長	異議無しとして、本件については決定することになります。
12		それでは、次に
		議案第2号、佐呂間町姉妹校交流推進員設置要綱の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
		弘内管理課参事より説明をお願いいたします。

13	弘内管理課参事	議案第2号についてご説明させていただきます 佐呂間町姉妹校交流推進員設置要綱は、佐呂間町中高生姉妹校派遣事業実施要綱による引率教諭の身分を補償するために設置し、引率教諭を地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職として派遣していましたが、平成26年の法改正を受け佐呂間町が既存の委員の仕分けを行った結果、姉妹都市交流推進員は私人の扱いとなり非常勤特別職の公務災害の適応外となりました。 令和元年~4年度までは新型コロナウィルス感染症により姉妹校派遣事業は中止をしておりましたが令和5年度より再開し、令和5年度は佐呂間中学校の谷口教諭が引率でしたので、町立学校の教諭として教育長の出張命令による出張として処理しました。 中学校と高校が1年おきに引率を派遣するという慣例により、令和6年度は高校からの引率となりますが、高校は道立であり、北海道教育委員会から派遣に当たり、引率ではなく「業務」として身分を確定して欲しいとの要請がありましたので、佐呂間町姉妹校交流推進員として委嘱するにあたり、前述の仕分けにより要綱の改正が必要となりましたので、お諮りするものです。 改正点は、第1条から身分に係る部分を削除したことと、今後推進員の委嘱は教育委員会にお諮りせず、教育長が行うことの2点です。
14	二神教育長	ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見はございませんか。
15	二神教育長	よろしいですか。
16	委員全員	はい。
17	二神教育長	では、異議なしとして決定することにいたします。
18	二神教育長	次に議案第3号 令和7年度使用小学校及び中学校教科書並びに学校教育法付則第9条の教科書採択についてを議題といたします。
	-113/612	提案理由を弘内管理課参事より説明願います。
		議案第3号 令和7年度使用小学校及び中学校教科書並びに学校教育法付則第9条の教科書採択についてご説明させていただきます
		義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、令和7年度使用する小学校および中学校教科書並びに学校教育法附則第9条に基づく教科書について、別紙の通り採択す
		3.
		教科書については朗読を省略いたします。
		義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条により、翌年度使用する教科書については、毎年採択されることとなっております。
		同法第4項により、同じ地域の市町村は共同採択地区を設けることとなっており、オホーツク管内は第9地区として共同で同じ教科書を採択しております。
		また、同じく第5項により、市町村教育委員会は採択協議地区で決定した教科書と同じ教科書を採択することとなっております。
19	弘内管理課参事	ですので、オホーツク管内第9地区の市町村の学校は全部同じ教科書を採択することとなっております。
		また、同法施行令により、同じ教科書を4年間採択することとなっており、5年目に、検定教科書の見直しが行われ、新しい教科書で採択替えを行うことになっております。
		昨年度は小学校の採択の年で、今年度は中学校の採択の年でありますので、中学校の教科書については新しいものとなっております。
		また学校教育法附則第9条とございますけれども、これは特別支援学校及び特別支援学級においては、上記採択された教科書以外の教科書を使用することができるという規定でございます。
		附則第9条の教科書については、教科書出版社から出版されている教科書の他に、一般図書の本なども採択されております。
		一番下の箇所に特別支援では各学校の児童の実態に合わせて採択としておりますが、佐呂間町ではみんなと同じ教科書を採択し、その他必要に物については、児童の実態にあった物を学校の教材費
		で追加で購入し使用をしております。
		一般図書の目録を、教科書の見本と一緒に用意してございますのでご覧いただければと存じます。
	_ ++ +/	以上でございます。
		ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見はございませんか。
21	江刺委員	第9地区で教科書を採択するとありますが、誰が決めているのでしょうか。

## 議事録(第6回教育委員会).xlsx

22       二神教育長       各教科、先生方を何人かずつ出していただき、また、教科によってはOBやPTA関係の方にも入ってもらいまして、教科にというかれてもらい、採択委員会を回開きまして、名教科の委員長が1名ずつおりますので、教育良部会に対して諮問的な採択の結果を述べていただいて、それを参考に教育良部会で決定するという形になっております。         23       江刺委員       数科君の数というのは、どれてらいあるのでしょうか。         24       二神教育長       教科によって違うのですが、文部科学省の検定を受けたものはすべて対象となりまして、多いものですと7種類くらいとなります。         25       江刺委員       その中から、いろいろな意見をくみ取り決定し、採択するということでしょうか。         27       江刺委員       ありがとうございます。         28       二神教育長       他にご質問等ありませんか。         29       内藤委員       オホーツク第9地区ということですけど、全道の中でどれくらいあるのでしょうか。         30       弘内管理課等事       北海道の中ですと14地区ございます。オホーツクが第9地区となります。         31       江刺委員       別の地区に転校となると、違う教科書を使うという可能性があるのでしょうか。         33       江刺委員       他にご質問等ありませんか。         33       江刺教育長       他にご質問等ありませんか。         35       委員会員       はい。         36       一神教育長       他にご質問等ありませんか。         37       一神教育長       他にご質問等ありませんか。         37       一神教育長       機能なしと認め、決定することといたします。         議者まして、議案事身令和5年度依呂間政育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。         37       一神教育長         28       本教育長         38       本教育長       本院のよりに関する場合というになる場合というになる場合というなる場合というなる場合というなる場合というなる場合というなる場合といるとなるといるようなといといもなる場合といるとなる場合というなる場合というなる場合といるとなるとなるといるとなるといるとなるとなるといるとなるとなるといるといるとなるといるとなるとなるとなるとなるとなるといるといるとなるなるのではなると		二神教育長	決めるのは18名の教育長部会で決めるのですが、
教科ごとに分かれてもらい、採択委員会を3回開きまして、各教科の委員長が1名ずつおりますので、 教育長部会に対して諮問的な採択の結果を述べていただいて、それを参考に教育長部会で決定するという形になっております。  24 二神教育長 教科によって違うのですが、文部科学省の検定を受けたものはすべて対象となりまして、多いものですと7種類くらいとなります。  25 江刺委員 その中から、いろいろな意見をくみ取り決定し、採択するということでしょうか。  26 二神教育長 はい。そのとおりです。  27 江刺委員 ありがとうございます。  28 二神教育長 他にご質問等ありませんか。  30 弘内管理課等事 北海道の中ですと14地区ございます。オホーツクが第9地区となります。  31 江刺委員 別の地区に転校となると、違う教科書を使うという可能性があるのでしょうか。  32 弘内管理課等事 はい。管外への転校ですと、そこでまた別の教科書ということになります。  33 江刺委員 わかりました。  他にご質問等ありませんか。  36 委員全員 はい。  37 一神教育長 続きまして、議案第4号 令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。  37 一神教育長 続きまして、議案第4号 令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。	22		各教科、先生方を何人かずつ出していただき、また、教科によってはOBやPTA関係の方にも入ってもらいまして、
23 江刺委員   教科書の数というのは、どれくらいあるのでしょうか。   24			教科ごとに分かれてもらい、採択委員会を3回開きまして、各教科の委員長が1名ずつおりますので、
24 二神教育長       数科によって違うのですが、文部科学省の検定を受けたものはすべて対象となりまして、多いものですと7種類くらいとなります。         25 江刺委員       その中から、いろいろな意見をくみ取り決定し、採択するということでしょうか。         26 二神教育長       はい。そのとおりです。         27 江刺委員       ありがとうございます。         28 二神教育長       他にご質問等ありませんか。         29 内藤委員       オホーツク第9地区ということですけど、全道の中でどれくらいあるのでしょうか。         30 弘内管理課申申       北海道の中ですと14地区ございます。オホーツクが第9地区となります。         31 江刺委員       別の地区に転校となると、違う教科書を使うという可能性があるのでしょうか。         32 弘内管理課申申       はい。管外への転校ですと、そこでまた別の教科書ということになります。         33 江刺委員       わかりました。         4 二神教育長       他にご質問等ありませんか。         35 委員全員       はい。         ありがとうございます。       異議なしと認め、決定することといたします。         37 一油教育長       続きまして、議案第4号 令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。			教育長部会に対して諮問的な採択の結果を述べていただいて、それを参考に教育長部会で決定するという形になっております。
25	23	江刺委員	教科書の数というのは、どれくらいあるのでしょうか。
26	24	二神教育長	教科によって違うのですが、文部科学省の検定を受けたものはすべて対象となりまして、多いものですと7種類くらいとなります。
27   江刺委員	25	江刺委員	その中から、いろいろな意見をくみ取り決定し、採択するということでしょうか。
28       二神教育長       他にご質問等ありませんか。         29       内藤委員       オホーツク第9地区ということですけど、全道の中でどれくらいあるのでしょうか。         30       弘内管理課参事       北海道の中ですと14地区ございます。オホーツクが第9地区となります。         31       江刺委員       別の地区に転校となると、違う教科書を使うという可能性があるのでしょうか。         32       弘内管理課参事       はい。管外への転校ですと、そこでまた別の教科書ということになります。         33       江刺委員       わかりました。         34       二神教育長       他にご質問等ありませんか。         35       委員全員       はい。         36       二神教育長       ありがとうございます。 異議なしと認め、決定することといたします。         37       一袖教育長       続きまして、議案第4号       令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。	26	二神教育長	はい。そのとおりです。
29 内藤委員       オホーツク第9地区ということですけど、全道の中でどれくらいあるのでしょうか。         30 弘内管理課参事       北海道の中ですと14地区ございます。オホーツクが第9地区となります。         31 江刺委員       別の地区に転校となると、違う教科書を使うという可能性があるのでしょうか。         32 弘内管理課参事       はい。管外への転校ですと、そこでまた別の教科書ということになります。         33 江刺委員       わかりました。         34 二神教育長       他にご質問等ありませんか。         35 委員全員       はい。         36 二神教育長       ありがとうございます。         異議なしと認め、決定することといたします。         続きまして、議案第4号       令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。	27	江刺委員	ありがとうございます。
30 弘内管理課参事 北海道の中ですと14地区ございます。オホーツクが第9地区となります。	28	二神教育長	他にご質問等ありませんか。
31   江刺委員   別の地区に転校となると、違う教科書を使うという可能性があるのでしょうか。   32   弘内管理課参事   はい。管外への転校ですと、そこでまた別の教科書ということになります。   33   江刺委員   わかりました。   34   二神教育長   他にご質問等ありませんか。   35   委員全員   はい。   36   二神教育長   ありがとうございます。   異議なしと認め、決定することといたします。   27   一神教育長   続きまして、議案第4号   令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。	29	内藤委員	オホーツク第9地区ということですけど、全道の中でどれくらいあるのでしょうか。
32 弘内管理課参事 はい。管外への転校ですと、そこでまた別の教科書ということになります。	30	弘内管理課参事	北海道の中ですと14地区ございます。オホーツクが第9地区となります。
33 江刺委員     わかりました。       34 二神教育長     他にご質問等ありませんか。       35 委員全員     はい。       36 二神教育長     ありがとうございます。 異議なしと認め、決定することといたします。       37 二神教育長     続きまして、議案第4号 令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。	31	江刺委員	別の地区に転校となると、違う教科書を使うという可能性があるのでしょうか。
34 二神教育長 他にご質問等ありませんか。   35 委員全員 はい。   36 二神教育長   ありがとうございます。   異議なしと認め、決定することといたします。	32	弘内管理課参事	はい。管外への転校ですと、そこでまた別の教科書ということになります。
35 委員全員       はい。         36 二神教育長       ありがとうございます。 異議なしと認め、決定することといたします。         37 二神教育長       続きまして、議案第4号 令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。	33	江刺委員	わかりました。
36 二神教育長 ありがとうございます。 異議なしと認め、決定することといたします。 37 二神教育長 続きまして、議案第4号 令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。	34	二神教育長	他にご質問等ありませんか。
36 二神教育長 異議なしと認め、決定することといたします。 現議なしと認め、決定することといたします。 続きまして、議案第4号 令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。	35	委員全員	はい。
異議なしと認め、決定することといたします。 37 三神教育長 続きまして、議案第4号 令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。	36	二神教育長	ありがとうございます。
37  <sup>-</sup> 神教育長   <sup>**</sup>	30		異議なしと認め、決定することといたします。
31   一江	27	一袖教育長	続きまして、議案第4号 令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書についてを議題といたします。
	31		提案理由を西村管理課長から説明願います。

議案 12ページをご覧ください。

|議案第4号 令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第26条第1項の規定に基づき、令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を別紙のとおり佐呂間町議会に提出するものとす

それでは、提案理由をご説明致します。

|別冊でお配りしております「令和5年度佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書 | をご照覧願います。

本件につきまして、令和5年度の報告書が出来上がりましたので、提案するものであります。

なお、本日議決をいただきましたら町議会議長に報告し9月25日から開会されます第3回町議会定例会で議会議員に配布するとともに、ホームページへ掲載し公表することと致します。 こちらにつきましては、朗読は省略させていただき、概略を説明させていただきます。

まず1ページ目の1の「趣旨」では、点検評価報告書の作成と公表についての趣旨から始まり、2の教育委員会議の開催状況で、令和5年度は12回の会議を開催していること。

38|西村管理課長│3の教育委員会議の審議状況では、全部で31件を審議し、昨年度より2件の減となっており、減となった理由については、令和4年度は、部活動指導員、部活動地域移行、保小接続カリキュラム 開発会議の設置要綱等の策定があり、例年より審議事項が増えておりましたので、令和5年度は、昨年度と比較すると、その分が、減となっております。内訳としましては

- (1)委員会規則及び委員会訓令に関することが10件、
- (4) 道費負担教職員の懲戒及び任免進退について内申することが3件、
- (5)教育委員会の所管に係る非常勤特別職の委嘱に関することが5件、
- (6)の議会の議決を経るべき議案の原案を決定することが1件、

'その他(8)のその他重要な事項に関することが一番多く12件、

となっております。また、その他協議事項は2件、報告事項は18件となっております。

2ページから3ページは、先ほど説明をしました31件の議案、2件の協議事項、18件の報告事項について内容を記載しております。

4ページは、教育委員会 会議以外の教育委員さんの活動状況ということで、4月4日の教職員の辞令交付式に始まりまして、3月の各学校の卒業式まで13回に渡ってご出席をいただきましたの で、その内容について記載をしているところであります。

39		5ページからは、教育委員会議における審議状況の内容となっており、4月28日に開催いたしました第4回教育委員会議から、9ページの令和6年3月21日開催の第3回教育委員会議までの、合計12回の教育委員会議で審議をいたしました31件の審議状況を開催日毎に記載しているものであります。 10ページから11ページは、教育費の令和5年度予算の状況でありますが11ページには科目毎に最終予算を記載しております。教育費の当初予算は6億4千166万8千円でしたが、最終予算は、6億5千78万1千円となり令和4年度最終予算と比較し、9年306万1千円の増となっております。 12ページ以降は、令和5年度の主な事業の成績評価となっており、必要性、緊急性、達成度の3つの評価をしています。学校教育関係の事業につきましては、12ページの町臨時教員採用事業から17ページ中段の学校給食センター設備更新工事までの、19事業について。また社会教育関係の事業につきましては、17ページ下段から21ページにかけて11事業の評価を行っております。 なお、達成度の欄でBという評価が何事業かありますが、こちらにつきましては、事業継続中のものをBとしております。 22ページ以降につきましては、全体評価と今後の課題につきましては、事業継続中のものをBとしております。 22ページ以降につきましては、全体評価と今後の課題につきまして記載をしておりますが、評価点検項目の1. 学校教育の推進では、確かな学力の育成として、令和5年度に各学校1台ずつ導入しました電子無板、また、デジタル教材やデジタル教科書を活用し、全ての小中学校で学力の定着を図るとともに、道教委が発信するチャレンジテストの取組、さらに基礎的な誘剤力を図るリーディング・スキル・テストの全学校での導入等、学習機会の確保・習得に努めたこと。 22ページ最下段からの特別支援教育の充実では、令和5年度においては、町内全ての小中学校に12学級24人の特別支援学級を設置し、個々に応じた支援の充実に努めるとともに、特別支援員10名を各学校に配置し、児童生徒の安心接入と長日間いじめ防止基本方針の下、いじめの早期発見と解消に努め、また、児童生徒一人人の意識を調査するWEB・QU調査を年2回行い、スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の安心安全な学校生活の保障を行ったこと。 23ページ中段の豊かな人間性と感性を育む教育の推進では、佐呂間町いじめ防止基本方針の下、いじめの早期発見と解消に努め、また、児童生徒一人人の意識を調査するWEB・QU調査を年2回行い、スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の安心安全な学校生活の保障を行ったこと。 23ページ中段の豊かな人間性と感性を育む教育の推進では、佐呂間町いじめ防止基本方針の下、いじめの単別発見と解消に努め、また、児童生徒一人人の意識を調査するWEB・QU調査を年2回行い、スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の安心安全な学校生活の保障を行ったこと。
	西村管理課長	学校給食では、食教育の充実に努め、佐呂間町の食材を活用したふるさと給食を地元生産者や関係団体・事業所の協力を得ながら安全安心な給食提供に努めました。 2 4 ページ下段では、信頼される学校づくりについて、PDCAサイクルに基づき、地域とともに子どもを育てる取り組みに努めたこと。 2 5 ページ上段の佐呂間高校の存続対策では、引き続き入学時の支援として入学支援金、教科書購入やタブレット購入の支援、また卒業後の進路にあたっての大学・短大・専門学校等の進学や就職での準備資金として応援給付金制度を継続して実施し、新なな魅力ある学校づくりの支援に努めたことを記載しております。 なお、ここまでの学校教育の推進分すべての項目につきまして、評価をA評価としております。 続きまして2 5 ページ下段からの、2 社会教育の推進についてでありますが、社会教育の充実では第 8 次社会教育中期計画に沿った領域毎の事業を実施しており、子育て領域では、保健福祉課・子育で支援センター・PTA連合会と連携協力し「あいあいらんど」他6 事業を実施したこと。育ちの領域では、地域の人材を活用し、異世代交流を図り「わんぱく広場」他2 事業を実施したこと。学び、生きがいづくりの領域では、町民の学習機会を提供する場として「佐呂間高校開放講座」他5 事業を、装補、文化領域ではミニ劇場他9 事業を、以降、文化財領域、情報・制度、団体支援、また社会体育・武道館温水ブール、図書館につきましても記載のとおり実施し、全ての領域につきまして全てA評価としております。 続きまして2 9 ページ上段の3 教育関係施設の整備では、必要性、緊急性などを総合的に判断して、既存施設の改修・補修等を実施し、施設の延命化を図り、住民の皆さんに使いやすい施設管理に努めたことを記載しております。 最後に外部評価ということで、元佐呂間町教育委員会教育長の仲川倫則氏に外部評価を依頼し、3 0 ページ以降のとおり、今後も、この点検・評価を精査し、学校教育、社会教育事業の改善に努め、日々の子ども達の様子を把握し、多くの町民の声を聞き、熟議を通して信頼される教育委員会であってほしいとの評価を受けております。 以上で、議案第 4 号 令和5 年度 佐呂間町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書についての説明を終わります。よるしくご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。
41	一件叙育坛	ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見等ありませんでしょうか?

42 二神	申教育長	よろしいでしょうか。
43 委員	全員	はい。
		ありがとうございます。
44 二神		異議なしと認め、決定することといたしますが、ただいま説明させていただいた内容については、昨年度1年間の教育委員の皆様のお力添えのおかげだと思っております。
		改めましてありがとうございます。
4E - 5t	二神教育長	次に、追加議案である議案5号佐呂間町姉妹校交流推進員の委嘱についてを議題といたします。
45 —↑		提案理由を、弘内管理課参事よりお願いいたします。
		議案5号 佐呂間町姉妹校交流推進員の委嘱について
16 2 m	管理課参事	佐呂間町姉妹校交流推進員設置要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり任命するものとする。
40 201		先に要綱を可決いただきました佐呂間町姉妹校交流推進員として今年度の引率教員である佐呂間高校の稲村教諭を委嘱するものです。
		本年度は9月6日から21日までを予定しております。
47 二神	申教育長	ただいまの説明に対しまして、ご質問ご意見等ありませんでしょうか?
48 委員	全員	はい。
		ありがとうございます。
		では、異議なしと認め、決定することといたします。
49 二神	申教育長	次に協議事項に入ります。
		協議事項1 令和6年度全国学力・学習状況調査における北海道版結果報告書への佐呂間町の結果の掲載についてを議題といたします。
		提案理由を弘内管理課参事から説明願います。
		協議事項1 令和6年度全国学力・学習状況調査における北海道版結果報告書への佐呂間町の結果の掲載について
		令和6年度全国学力・学習状況調査における「北海道版結果報告書」への佐呂間町の結果の掲載に係る同意について協議する。
		令和6年度全国学力・学習状況調査結果に係る北海道版結果報告書への掲載の可否についてご協議いただくものです。
50 弘内領		本年度掲載の原稿はまだ示されておりませんので、昨年掲載されたものを資料3として付しております。
		ご参考にご覧願います。
		また、例年掲載につきましては、可としてご決定をいただいておりますことを申し添えます。
		以上となります。
51 二神	申教育長	ただいまの説明に対しまして、ご質問・ご意見等ありませんでしょうか?
52 二神	申教育長	よろしいでしょうか?
53 委員	全員	はい。
54 一神	申教育長	ありがとうございます。
34 - 11	一件扒月灭	では異議なしと認め、決定することといたします。
		次に、報告事項に入ります。
55 二神		報告事項1 佐呂間町立学校職員の在宅勤務実施要領制定の報告についてです。
		西村管理課長から報告願います。

56 西	村管理課長	議案 14ページをご覧ください。 報告事項1 佐呂間町立学校職員の在宅動務実施要領制定の報告について 佐呂間町立学校職員の在宅動務実施要領制定の報告について 佐呂間町立学校職員の在宅動務実施要領を別紙のとおり制定したので報告する。 それでは、報告させていただきます。 まず始めに、この在宅動務実施要領につきましては、令和6年7月4日付けで北海道教育委員会が各通立学校長あてに通達し、同日7月4日から適用したものであり、本町においてもその実施要領に習い、7月16日に策定したものであります。本来であれば、本教育委員会において、案件としてお諮りし、決定させていただくところではありますが、北海道教育委員会からの通知が7月4日付けであったことから、各学校の夏季休暇が間近であったため、教育長決定により、要領を定め施行したことにつきましてご了承願います。 この在宅勤務実施要領でありますが、これまでも令和2年4月に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため道教委法より「新型コロナウイルス感染症まん延防止のための出勤者の抑制について」通知があり「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における佐呂間町立学校職員の在宅勤務実施要領」にて、実施させていただいた経緯がありますが、今回、新たに実施要領を策定し、職員の希望・申請を前提として、職務命令により在宅動務を可能とするものであります。 次のベージの15ページをご照覧願います。 こちらは、新たな実施要領でありますが、第1条から第3条で、基本的な考え方として、長期休業期間において、学校における勤務と同等の職務を校務運営上の支障がない限り、職員の希望に応じて職務命令中すること。その実施場所については、自宅、配信者又は二親等以内の親族の住居での実施であること。 第4条で日数については、基本的には、連続5日までであること。 第5条・第6条で、職員からの申請があった場合、校長が在宅動務を命ずることになり、連続する2以上の月に渡る計画的な実施の場合は、計画書を提出すること。また対象業務としまして、在宅動務で実施することができる業務であること。 第5条本は、感染症防止、災害による出動困難や妊娠中の職員の母性健康管理など特別な場合は、校長が在宅勤務を命令すること。 第5条本は、感染症防止、災害による出動困難や妊娠中の職員の母性健康管理など特別な場合は、校長が在宅勤務を命令すること。 第5条では、感染症防止、災害による出動困難や妊娠中の職員の母性健康管理など特別な場合は、校長が在宅勤務を命令すること。 第5条では、必免症防止、災害による出動困難や妊娠中の職員の母性健康管理など特別な場合は、校長が在宅勤務を命令すること。 第5条では、その勤務時間は、あらかじめ校長が割り振った正規の勤務時間であること。
57 西	村管理課長	第11条では、実施時間においても、職務専念義務が課せられていること。 第12条では、勤怠管理については、業務の開始・終了を電話又はメール等で校長に報告すること。 第13条では、3ヶ月以上かつ1か月あたり10日を超える在宅勤務を命じられた場合は、在宅勤務等手当を支給すること。 第14条では、2カ月以上継続して通勤回数が少なくなることが見込まれる場合は、通勤手当を改定することが定められております。 それ以降は、個人情報の取扱、文書の持ち帰り等、在宅勤務実施についての注意事項等について。 そして最後に、この要領は、7月16日から施行されることが規定されております。 以上で報告事項1の説明を終わります。
58 =:	神教育長	ただいまの報告に対しまして、ご質問等はございませんか。
59 市	i村委員	基本的には長期休業期間のことで、他に教育長が許可をすれば妊娠中であったりだとかも認められるということでしょうか
60 西村	村管理課長	そのとおりです。
61 =	神教育長	ほかにございませんでしょうか。 よろしいですか。

## 議事録(第6回教育委員会).xlsx

	内藤委員	基本的に在宅で勤務される際に、端末を持ち帰るような形となっておりますが、
60		具体的には、個人情報を含んでいるという点での仕事はしないような内容だと思うんですが
02		校務に関することですとか、授業の準備などは在宅ではできるけれども、
		個人情報については持ち出して在宅勤務を行うことは無いような認識でよろしいでしょうか。
63	西村管理課長	はい。基本的には、なるべく持ち出しを行わないような方向で行きますが、必要な業務もありますので。
64	内藤委員	ありがとうございます。
65	江却委旦	16条で第三者に業務の情報が漏洩することがないよう、最新の注意を払うものとするとなっておりますが。
00	江刺委員	こちらは、そういう場合ならば個人情報を持ち帰れるという判断になるのでしょうか。
66	西村管理課長	基本的に個人情報の持ち出しは出来ませんが、校長に申請を行い、許可を受ければ持ち帰る場合というのもあります。
00	四州官埕床文	しかし、本町では、なるべく持ち出しを行わない方向で、行きたいと考えております。
67	江刺委員	そちらが逃げ道のような形になっているのではないかと思うのですが。
60	内藤委員	17条で紛失に関する記述がありますが、現実にそういった事例も多くあるかと思うのですが、そのことに関する厳しさがないのではないかなと。個人情報の紛失という問題に対し、実施した教員の
00		個人責任という問題だけになってしまうのも、管理をする上でどうなかなと思うのですが、どうでしょうか。
	二神教育長	基本的にではなく、個人情報の持ち出しは何があっても、校長の判断であっても絶対に許可できないことであると考えております。
		ここに書いてあるような事例というのは、文書や、USB等の記録媒体でもなく、データとして、保健の先生がお知らせ文書の作成時に平均値を持ち出して、文書作成業務を行うですとか、そういっ
69		た事例であると考えております。
		ご指摘のとおり、文書や、ましてやデータをUSB等に保存して持ち出す時代では既に無いと認識しております。
		ですが、そういった御心配はあるかと思いますので、校長会議等で、個人情報の持ち出しについては周知を徹底していきたいと思います。
70	内藤委員	具体例としてお尋ねします。テストの採点は自宅で行えるのでしょうか。
71	二神教育長	そういったことが無いように徹底していきたいと思います。
72	内藤委員	基本的には、まだそれは認められていなく、学校で行うべき業務ということでしょうか。
73	二神教育長	これに関してはあり得る話になってしまうので、この問題にかかわらず周知の徹底を気を付けていきたいと思います。
74	二神教育長	他にご質問等はございませんか。
75	委員全員	はい。
76	二神教育長	ありがとうございます。
/6	一件	それでは、報告事項1を終わります。
77	二神教育長	次にその他となります。

78	土本社会教育課長	社会教育課より、その他報告をさせていただきます。 資料4をご覧ください。 はじめに「第39回サロマ湖100kmウルトラマラソン大会」開催結果についてでございます。 委員の皆様におかれましては、お忙しい中50 k mの部の出発式にご出席いただき、ありがとうございました。 結果については、添付しております別紙1~3 において、大会当日の気象状況、参加者の内訳、第1回から第39回までの完走状況、優勝タイムの推移、完走率などを記載してございますので、後ほどご覧ください。 大会当日は、皆様ご存知のとおり特に午前中の気温が高く、100 k mの部では出走率89.8%完走率58.3%、50 k mの部では、出走率88.8%、完走率77.5%という結果でございました。 また、本町からの参加者の結果につきましては、100 k mの部では7名のエントリーで、3名が完走、50 k mの部では11名のエントリーで、7名が完走しております。 大会の置管につきましては、本年も高校生や中学生、自治会をはじめとした一般ボランティアの皆さんなど、多くの方々にご協力をいただき、大きな事故もなく無事に終了することができました。 細かな改善点については、本年に向け改善して参りたいと考えております。 参きまして、スポーツ表彰式、スターまつりの開催についてでございます。 本年度も、10月14日月曜日、スポーツの日に、武道館・温水ブールにおいて開催予定でございます。スターまつりについては、スポーツ推進委員による企画運営事業ですので、事業の詳細は、今後 推進委員会議にて決定する予定でございます。 また、スポーツ表彰式については、現在、表彰該当者の推薦を依頼中でございますが、表彰者の決定については9月開催の教育委員会に提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。 社会教育課からは以上でございます。
79	二神教育長	ただいまの社会教育課長からのその他について、2点ございましたが、ご質問等ございませんでしょうか。
80	委員全員	はい。
81	二神教育長	ありがとうございます。
82	二神教育長	では続いて、山原図書館長からお願いします。
83	山原図書館長	資料をご覧ください。 報告事項として図書館まつりの開催についてです。 9月8日日曜日に、古本市等の各種イベントを実施しております。 時間帯は13時から16時。 場所は図書館と児童館の一部を借りて実施いたします。 事前に教育委員の皆さんにはご案内をしております。 当日は、中高の生徒がボランティアとして参加しておりますので、ぜひ教育委員の皆さんも、当日足をお運びお願いいたします。 以上です。
84	二神教育長	ただいまの事項について、ご質問等はございませんでしょうか。
85	委員全員	はい。
86	二神教育長	ありがとうございます。 以上で案件が全て終了いたしました。
	二神教育長終了	それでは、これにて第6回教育委員会を終了いたします。 大変ご苦労様でした。 ありがとうございました。 17:49